

指定医療機関以外で妊婦健康診査を受診される方へ

入院や里帰り等のやむをえない理由で、豊後大野市が指定する医療機関以外（※助産所や県外の医療機関）で妊婦健康診査を受診した場合、支払った金額について払い戻しを受けることができます。（※2）

事前に手続きが必要ですので、受診前にお問い合わせください。

（※）令和元年7月1日以降、生野助産院（大分市）は委託助産所となりましたので事前の手続きは不要です。

（※2）健康診査費用の助成は豊後大野市が定める金額を上限とするものです。

事前の手続きについて

豊後大野市が指定する医療機関以外（※助産所や県外の医療機関）で妊婦健康診査を受診する際は、事前に担当課にご相談の上、「健康診査受診申請書」を提出します。担当課で受付後に、「健康診査依頼書」を発行します。

郵送で申請した場合はご指定の送付先にお送りしますが、約1週間程度かかりますのでご注意ください。

（健康診査依頼書とは）

豊後大野市が委託する医療機関以外で、妊婦健康診査を受ける際に、その実施責任が豊後大野市にあることを明確にする書類です。

医療機関での健康診査の受け方

「健康診査依頼書」が届いたら医療機関窓口へ提出して健康診査を受診してください。費用は、一旦、自己負担となります。

領収書（当該健康診査の費用とわかるもの）と受診票（医療機関が健康診査の結果を記載したもの）を必ず受け取り保管してください。

請求の手続き

申請に必要な①～③を揃えて、担当課へ提出してください。

後日、指定口座へ健康診査費用を振込します。

①領収書（医療機関発行の健康診査費用とわかるもの）

②妊婦健康診査受診票（結果が記載されたもの）

（注意）申請期限は、当該健康診査受診日の翌日から起算して1年以内

【担当】豊後大野市役所 市民生活課健康推進室親子健康係

電話 0974(22)1001